

社会福祉法人四恩の里理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の35第1項並びに社会福祉法人四恩の里定款（以下「定款」という。）第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 定款第8条及び第21条に定めるとおり、理事長に対してのみ報酬等を支給するものとし、他の理事及び監事並びに評議員に対して報酬等は支給しないものとする。

2 理事長に対して支給する報酬等は、報酬及び退職手当とする。

3 退職手当は、理事長として円滑に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した場合のみ支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 理事長に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で決定する。

(1) 報酬：別表1の【報酬額】に定める額

(2) 退職手当：月額報酬に勤務期間を乗じて得た額

勤務期間に1年未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。ただし当該期間が6か月以上1年未満の場合にはこれを1年とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 理事長に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬の締め切り期間は、当月1日より当月末日までの期間とし、その期間の分を翌月10日に支給する。支給日の当日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その直前の金融機関営業日とする。

(2) 退職手当 任期の終了、辞任又は死亡により退任した日後1か月以内に支給する。

2 報酬等は、通貨をもって本人（死亡により退任した者の退職手当にあつては、その遺族。以下同じ。）に支払う。ただし、本人から申出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第5条 理事長が出張する場合は、出張旅費規程に準じて旅費を支給する。

(報酬等の額の計算方法)

第6条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の勤務日数を基礎として日割りによって計算する。

4 前2項の規定にかかわらず、理事長が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として、公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

【報酬額】

職名	月額報酬
理事長	60万円

※報酬総額に賞与を含む（特別賞与は含まない）